

国 保 通 信



問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-21159

限度額適用認定証は8月に新たに申請が必要です！

高額な医療費が必要となる入院や外来診療において、ご利用いただける「限度額適用認定証」(以下、認定証)を8月1日以降も引き続き利用される人は、早めの手続きが必要です。

認定証が適用されるのは、認定証の交付を受け、医療機関へ提示した月の初日からとなります。

◆認定証を提示しないとうなる？

認定証の交付を受けずに医療費が高額になった場合は、医療費(1割、または3割分)をお支払いいただき、高額療養費の申請により、限度額を超えた分を高額療養費として支給します。認定証を医療機関で提示すれば医療費は自己負担限度額(以下、限度額)までを窓口で支払うこととなります。(入院時の食事代や差額ベッド代、保険がきかない医療費等は対象外となります)

※限度額は世帯・年齢によって異なります。

※国保税に未納がある場合は認定証の交付ができません。

◆外来診療でも使える？

外来でも利用できます。ただし、複数の医療機関で受診された場合、医療機関では合算することができないため、それぞれの医療機関で限度額まで支払っていただき、後で高額療養費として支給します。

※高額療養費の支給通知をお出しするまでに診療月から約2か月かかります。

現在、入院されている人、これから入院する予定のある人は早めに認定証の交付手続きをしましょう。

◇申請に必要なもの

- ・申請に来られる人の印鑑(認め可)
- ・申請に来られる人の身分証明書(運転免許証等)
- ・受診される人の保険証

☆後期高齢者医療制度(75歳以上)の人については、すでに認定証をお持ちの人には保険証送付時に認定証も同封しておりますのでご確認ください(保険証発送後7月末に申請された場合は別送されます)。

お気づきですか?
糖尿病検査「HbA1c」の表記が変わっています



糖尿病の診断基準について

糖尿病の検査として代表的な「血糖値」と「HbA1c」があります。

「血糖値」は採血時の血糖の状態を測定します。そのため、普段の食事療法や運動療法などで持続的に血糖をコントロールされていたかどうかは分かりません。採血のとき、食事をしていたら、血糖は高くなります。

「HbA1c」は、赤血球の成分(色素)のたんぱく質と糖が結合した状態をみており、約1~2か月前の血糖コントロール状態を反映する指標となります。血糖値が高い状態が続くと「HbA1c」は上がり、血糖値が低い状態が続くと「HbA1c」は下がります。

この「HbA1c」の測定法はいくつかありましたが、国際的に標準法に統一することとなり、今年から、この検査結果は「NGSP値」となりました。よって、病院や健診、人間ドック等での表記が、従来の「JDS値」から「NGSP値」に変わっています。

そのため、糖尿病の診断基準も左表のようになりました。「NGSP値」になると、これまでより0.4高く表記されますので、ご注意ください。健診結果を確認してみてください。

糖尿病治療における血糖コントロール目標

目標	血糖正常化を目指す際の目標	合併症予防のための目標	治療強化が困難な際の目標
HbA1c (%)	6.0未満	7.0未満	8.0未満

※治療目標は年齢、病気にかかっている期間、臓器障害、低血糖の危険性、サポート体制などを考慮して個別に設定します。

特定健診のHbA1c値の判定基準

	NGSP値
正常値	~5.5
保健指導判定値	5.6~6.4
受診勧奨値	6.5~

問い合わせ

健康増進課

☎ 75-33355